

報道関係者 各位

長野労働局発表(04-77)
令和4年8月5日
【照会先】
長野労働局労働基準部賃金室
賃金室長 浜 幸好
室長補佐 宮澤明芳
(代表電話) 026(223)0555

長野県最低賃金 「時間額 908円」を答申

～ 19年連続値上げ、過去最大31円の引上げ幅で900円台時代に ～

- 1 長野地方最低賃金審議会(会長 倉崎哲矢)は、長野労働局長(小野寺喜一)に対し、本日、現行の長野県最低賃金、時間額877円を31円引上げ、908円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 長野労働局としては、この答申を踏まえ、長野県最低賃金の改正に係る手続き(異議申立の公示など)を進めます。
- 3 改正された最低賃金は、本年10月1日に発効する予定です。
- 4 また、改正後の最低賃金の周知と併せて、最低賃金および賃金の引上げの環境整備、雇用の維持を図るための各種支援策についても、広く周知を行い、中小企業・小規模事業者等へのきめ細やかな支援に積極的に取り組んでまいります。

【答申までのポイント】

- 1 令和4年8月2日、中央最低賃金審議会でBランクは31円引き上げとの答申。
- 2 長野県最低賃金専門部会において、8月2日、4日、5日と集中的に金額審議。労使の意見が一致に至らず、公益見解が示され、採択となった。
- 3 当審議会の総意として、次のとおり、政府に対する強い要望が示された。

賃上げしやすい環境の整備、生産性向上の支援策の拡充、適切な価格転嫁に向けた環境の整備
長野県の主要産業の一つである観光業等に対するより一層の実効性のある支援策の拡大・拡充

(参考) 長野県最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移(過去5年)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最低賃金額	821円	848円	849円	877円	908円
対前年度引上げ額	26円	27円	1円	28円	31円
対前年度引上げ率	3.27%	3.29%	0.12%	3.30%	3.53%

業務改善助成金(通常コース)

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kakushu_joseikin/_119870.html

長野県の最低賃金及び特定(産業別)最低賃金決定経過

年	長野県 最低賃金		公示年月日	効力発生日	年	長野県 最低賃金		公示年月日	効力発生日
	日額	時間額				日額	時間額		
昭和47年	1020円	-	昭和47年7月15日	昭和47年10月1日	平成4年	4395円	551円	平成4年9月1日	平成4年10月1日
(白樺細工)	-	115円	同上	同上	平成5年	4530円	568円	平成5年9月1日	平成5年10月1日
(座繰生糸)	-	110円	同上	同上	平成6年	4638円	580円	平成6年9月1日	平成6年10月1日
(短時間労働者)	-	128円	同上	同上	平成7年	4744円	594円	平成7年9月1日	平成7年10月1日
昭和48年	1230円	-	昭和49年1月23日	昭和49年2月23日	平成8年	4843円	607円	平成8年8月30日	平成8年10月1日
(白樺細工)	-	138円	同上	同上	平成9年	4950円	619円	平成9年9月1日	平成9年10月1日
(座繰生糸)	-	132円	同上	同上	平成10年	5039円	630円	平成10年9月1日	平成10年10月1日
(短時間労働者)	-	128円	同上	同上	平成11年	5084円	636円	平成11年9月1日	平成11年10月1日
昭和49年	1640円	205円	昭和50年1月28日	昭和50年2月27日	平成12年	5126円	641円	平成12年9月1日	平成12年10月1日
(白樺細工)	1510円	189円	同上	同上	平成13年	5164円	646円	平成13年8月30日	平成13年10月1日
(座繰生糸)	1440円	180円	同上	同上	平成14年	-	646円	平成14年8月29日	平成14年10月1日
昭和50年	1904円	238円	昭和50年10月25日	昭和51年1月24日	平成15年	-	646円	-	-
(座繰生糸)	1704円	213円	同上	同上	平成16年	-	647円	平成16年9月1日	平成16年10月1日
昭和51年	2080円	260円	昭和51年10月9日	昭和51年11月8日	平成17年	-	650円	平成17年8月31日	平成17年10月1日
昭和52年	2282円	286円	昭和52年9月29日	昭和52年11月31日	平成18年	-	655円	平成18年9月1日	平成18年10月1日
昭和53年	2427円	304円	昭和53年9月16日	昭和53年10月16日	平成19年	-	669円	平成19年9月21日	平成19年10月21日
昭和54年	2577円	323円	昭和54年9月17日	昭和54年10月17日	平成20年	-	680円	平成20年9月16日	平成20年10月16日
昭和55年	2754円	345円	昭和55年9月9日	昭和55年10月9日	平成21年	-	681円	平成21年9月1日	平成21年10月1日
昭和56年	2931円	367円	昭和56年9月4日	昭和56年10月4日	平成22年	-	693円	平成22年9月29日	平成22年10月29日
昭和57年	3088円	386円	昭和57年9月2日	昭和57年10月2日	平成23年	-	694円	平成23年9月1日	平成23年10月1日
昭和58年	3186円	401円	昭和58年9月16日	昭和58年10月16日	平成24年	-	700円	平成24年8月31日	平成24年10月1日
昭和59年	3284円	412円	昭和59年9月3日	昭和59年10月3日	平成25年	-	713円	平成25年9月19日	平成25年10月19日
昭和60年	3402円	426円	昭和60年9月3日	昭和60年10月13日	平成26年	-	728円	平成26年9月1日	平成26年10月1日
昭和61年	3504円	438円	昭和61年9月2日	昭和61年10月2日	平成27年	-	746円	平成27年9月1日	平成27年10月1日
昭和62年	3581円	448円	昭和62年9月1日	昭和62年10月1日	平成28年	-	770円	平成28年9月1日	平成28年10月1日
昭和63年	3688円	461円	昭和63年8月31日	昭和63年10月1日	平成29年	-	795円	平成29年9月1日	平成29年10月1日
平成元年	3838円	480円	平成元年8月31日	平成元年10月1日	平成30年	-	821円	平成30年9月1日	平成30年10月1日
平成2年	4023円	503円	平成2年8月31日	平成2年10月1日	令和元年	-	848円	令和1年9月4日	令和1年10月4日
平成3年	4219円	528円	平成3年8月31日	平成3年10月1日	令和2年	-	849円	令和1年9月1日	令和2年10月1日
(注) 平成15年は時間額が前年と同額により答申日と効力発生日は空欄となる。					令和3年	-	877円	令和3年9月1日	令和3年10月1日